

大学をめぐる経営の現状とその将来展望（1）

～私立大学を中心として～

神 吉 正 三*

〈目次〉

はじめに

第1章 大学を取り巻く外部環境と大学の対応

第1節 大学数の状況とその推移、学生数の状況

第2節 18歳人口の推移

第3節 入学定員数の状況とその推移

第4節 大学進学率の動向

第5節 入学定員充足率の状況

第6節 入学定員管理の厳格化

第7節 入学目的の変化

第8節 大学全入時代の到来

第9節 エリート養成機関から大衆教育機関へ

第2章 大学が目指すべき方向

第1節 大学淘汰の時代の本格的到来

第2節 大学の経営破綻を回避することと破綻処理法制の必要性

（以下、次号）

はじめに

少子高齢化と人口減少社会への本格的な移行に伴う18歳人口の大幅な減少により、わが国大学、とくに私立大学の経営は、今後、一層厳しさを増すことが確実に予想できる。しかし、わが国全体として見るならば、大学

* かんき しょうぞう 龍谷大学名誉教授

をめぐる現状と将来に関する大学経営者の危機感は、あまり社会に伝わってこないように思う。今後、わが国大学の整理淘汰は避けられず、10年後、20年後には、多くの大学の閉鎖が避けられない状況にある。

本稿では、大学、とくに私立大学の経営をめぐる筆者の強い危機感を踏まえ、わが国大学を取り巻く経営環境を概観しつつ、大学経営に関する将来展望に関する私見を述べる。そこで、本稿は次のように構成する。第1章では、大学経営を取り巻く経営環境について、客観的な数値やデータを用いて説明する。次に、第2章では、今後、私立大学の整理淘汰が避けられないところから、わが国の大学が目指すべき方向について、筆者の考えを示す。同時に、大学の破綻処理法制整備の必要性、学生が納付した学費を保全するための制度整備の必要性についても政策提言を行う。最後に、第3章では、大学をめぐる将来展望について私見を述べる。

なお、筆者は商法・金融法を専門としており、高等教育論や大学経営に関する専門家ではないことをお断りしておく。専門家ではないにもかかわらず本稿をとりまとめて公表することとしたのは、ひとえに筆者の大学経営、とくに私立大学の現状と将来に対する強い危機感に基づく。

また、本稿は2024（令和6）年4月から翌2025年2月頃の時期に執筆したものだが、とくに私立大学の経営をめぐっては、時々刻々と状況が変化している。把握できた最新の情報は、適宜、注で補記したが、必ずしも十分でない可能性があることをお断りしておく。

第1章 大学を取り巻く外部環境と大学の対応

第1章では、大学を取り巻く外部環境と、それに対する大学の対応について説明する。ただし、網羅的に取り上げるのではなく、筆者の問題意識に基づいて、項目を絞って説明する。

なお、本章で記述する事項については、文部科学省中央教育審議会大学（龍法 '25）58-1, 204（204）

分科会・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回〔2025年1月28日開催〕）の【参考資料1】関係データ集（令和7年1月28日版）⁽¹⁾に多くを依拠している。この資料の本稿における引用に際しては、「高等教育に関する特別部会・関係データ集」と表記する。

第1節 大学数の状況とその推移、学生数の状況

1. 大学数の状況とその推移

わが国の大学の数（短期大学を除く）は、令和6（2024）年⁽²⁾5月1日時点で813校であり、その内訳は、国立86校、公立103校、私立624校である。

短期大学を含む大学の数自体は、平成14・15（2002・2003）年の1,227校をピークとして減少している。これは短期大学の減少が進んだ結果である。ただし、短期大学を除く大学の数自体は、その後も図表1から明らかなように、微増を続けている。

(1) https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

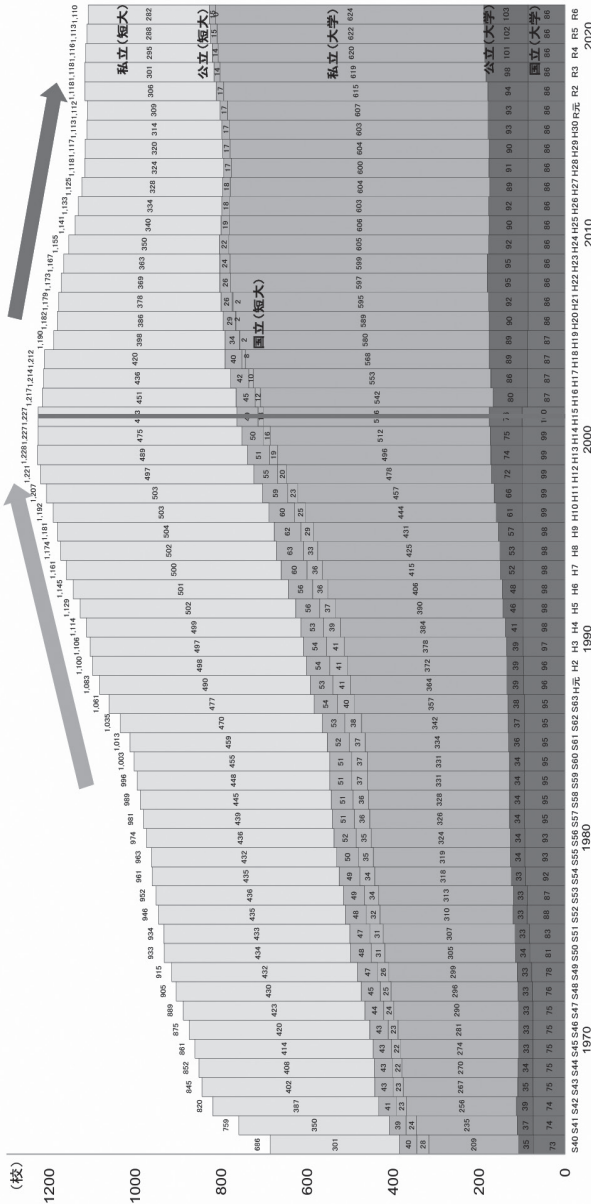
なお、この特別部会での検討作業を経て、令和7（2025）年2月21日に文部科学省中央教育審議会の答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」が行われた。この答申には、詳細な関係資料集が付されており、本来は、この関係資料集によるべきとも考えられるが、資料が分割して公表されているため、参照のための作業が若干繁雑であることと、答申がこの特別部会での検討を踏まえて行われているところから、基本的にこの特別部会の資料に依拠し、特別部会の資料にないもののみを答申の関係資料集によることとした。

(2) わが国では元号法の下、公的な資料では和暦を優先した年の表記が行われている。ただし、西暦による表記にも、改元の影響を受けることなく長いスパンで年の経過を認識できる利点がある。そこで本稿では、和暦と西暦について、統一的にどちらかを優先して表記するということをしていない。極力、かつこ内に和暦または西暦を補記した。

【図表1】

大学・短期大学数の推移

- 近年の主な傾向として、四大学や廃止により短期大学数は減少。
- 平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降ほぼ横ばい。



※学生数(単位生)の合計
※短大数(単位生)の合計

(資料)「高等教育に関する特別部会・関係データ集」(2)-2-4頁

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

次に、813校ある大学の数の推移について、1970（昭和45）年からおよそ10年刻みで確認しておく。

【図表 2】大学の数の推移 〔単位：校、%、倍〕

	1970年	構成比	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2024年	構成比	増加率
国立	75	19.6	93	96	99	86	86	86	10.6	1.15
公立	33	8.6	34	39	72	95	94	103	12.7	3.12
私立	274	71.7	319	372	478	597	615	624	76.8	2.28
合計	382	100.0	446	507	649	778	795	813	100.0	2.13

（資料）文部科学省『学校基本調査報告書』各年度版から数値を抜粋し、比率は筆者が算出。
（注 1）増加率は、2024（令和 6）年の数値を1970（昭和45）年の数値で除したもの。
（注 2）各年とも 5 月 1 日時点のもの。

大学の数が増加した主な要因は、私立大学の増加にある。

2024（令和 6）年の大学の数を1970（昭和45）年と比較すると、その増加率では、公立大学が3.12倍と最も高い。ただし、公立大学は母数自体が小さく、実数ベースでは70校の増加である。

公立大学の増加要因を分析するため、令和 4（2022）年度の数都道府県別に見てみると、北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県、10都道府県の合計数が31校と、総数101校の30.7%を占めている。これに対して、昭和60（1985）年度は、総数34校のうち同じ都道府県の合計数は18校（ただし、埼玉県・千葉県はゼロ）であって、全体の52.9%と過半数を占めている（以上、文部科学省『学校基本調査報告書（高等教育機関編）』の各年度版による）。ここからわかるように、大都市を擁する都道府県以外の県で、公立大学が新設されたことが公立大学の数が増加した要因であることが分かる。

これに対して、私立大学は実数ベースで350校の増加と、かなりの数が増加しており、また、1970（昭和45）年と対比すると 2 倍以上に増加している。私立大学の増加により、大学の総数も、2 倍以上に増加している。

大学の入学定員数とその推移は別に検討するものの、そもそも学生の受

け皿となる大学の数自体が2倍以上増加したことの意味は大きい。大都市を擁する都道府県以外の県で公立大学が新設されたように、地方では、18歳人口の地元へのつなぎ止めや、競合の厳しい大都市圏での大学の新設を避けて、私立大学の新設が盛んに行われたと考えられる。

次に、「高等教育に関する特別部会・関係データ集」(2)-2-7頁を基に、私立大学数を入学定員の規模別に見ておく。集計対象の603校⁽³⁾について、入学定員999人以下を小規模大学、1000人～1999人を中規模大学、2000人以上を大規模大学として区分すると、小規模大学が471校(構成比78.1%)、中規模大学が84校(同13.9%)、大規模大学が48校(同8.0%)である。数の上では、小規模大学が全体の約8割と、圧倒的に多数を占めている。

2. 学生数の状況

令和6(2024)年5月1日時点の大学(学部)の学生数は、262万8千人である。その内訳は、国立大学が43万3千人(構成比16.5%)、公立大学が14万8千人(同5.6%)、私立大学が204万7千人(同77.9%)である(「高等教育に関する特別部会・関係データ集」(2)-2-2頁)。

設置者別の大学の数の構成比と対比すると、国立大学の数の構成比10.6%に対して学生数のそれは16.5%である。大学の数との対比では、多くの学生を収容していることが分かる。国立大学は規模が大きいことが窺える。次に、公立大学については、数の構成比12.7%に対して学生数は5.6%と、7.1ポイントも低い割合を占めるに過ぎない。公立大学の規模が総じて小さいことが窺える。最後に、私立大学については、数の構成比76.8%に対して学生数は77.8%と、ほぼ同じ数値である。国立大学と対比すると、小規模大学が多いことが窺える。

大学生の8割近くが私立大学に在籍しているから、わが国で大学生と言

(3) 上の表に示したとおり、2024年の私立大学数は624校である。この資料の同頁に示された数と乖離する原因は分からない。

えば、そのほとんどが私立大学の学生ということになる。

さらに、「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（2）-2-7頁で、私立大学の入学定員数を大学の規模別に見ておく。上に示した規模の区分に従うと、小規模大学471校の入学定員数が166,574人（構成比33.6%）、中規模大学84校が122,484人（同24.7%）、大規模大学48校が206,447人（同41.7%）である。入学定員充足率の状況があるものの、学生の約7割が中規模および大規模大学の学生であると見ることができる。

第2節 18歳人口の推移

大学の数が現在においても基本的に増加傾向をたどっているのに対して、わが国大学が学生として主に受け入れるわが国の18歳人口は、日本の総人口が減少に転じる中、著しい減少が続いている。

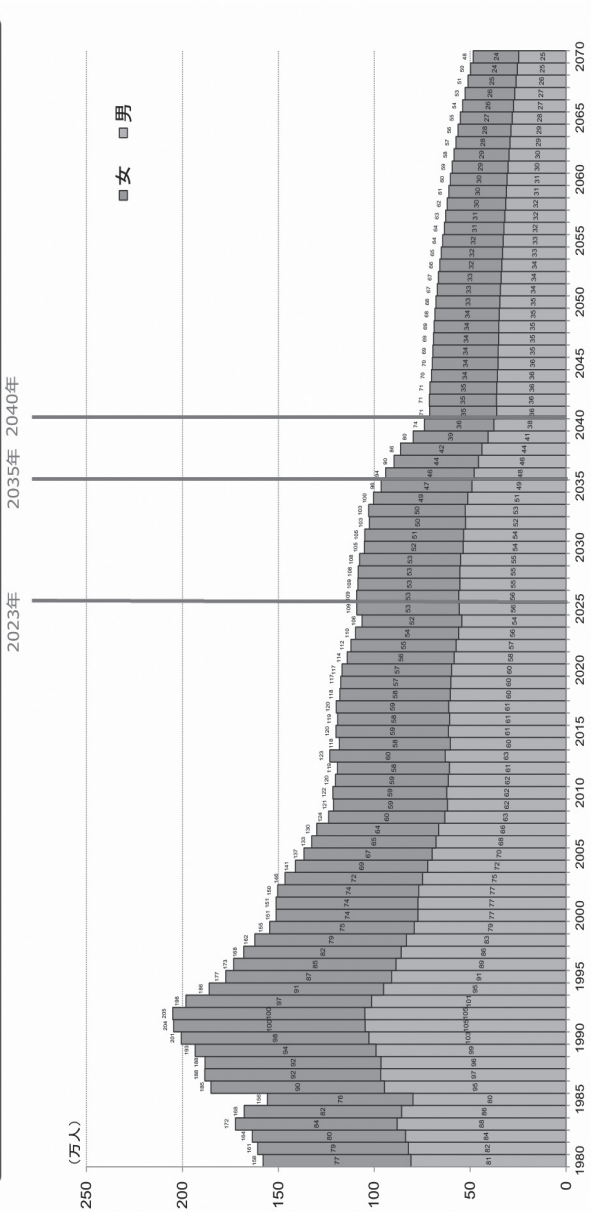
わが国の大学は、主に、国内で18歳に達した若者を学生として受け入れている。つまり、大学の経営をめぐるのは、わが国の18歳人口が、市場規模を確定する最大の要素となる。

わが国の18歳人口は、1992（平成4）年の205万人をピークとして、それまでの増加基調から一転して大幅な減少基調に転じている。2023（令和5）年には109万人にまで減少した後、2035年には100万人を割り込んで96万人に、さらには2040年には74万人にまで減少するとの予測がある。その後、18歳人口の減少のスピードは落ち着くものの、長期的には減少傾向をたどると予想されている。

【図表3】

18歳人口(男女別)の将来推計

- 我が国の18歳人口の推移を見ると、2005年には約137万人であったものが、現在は約109万人まで減少している。
- 今後、2035年には初めて100万人を割って約96万人となり、さらに2040年には約74万人にまで減少するという推計もある。



(出典) 2027年以前は文部科学省「学校基本統計」、2028年以降は国立社会健康・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生低位・死亡低位)」を元に作成
(資料)「高等教育に関する特別部会・関係データ集」(1)-1-5頁

厚生労働省が2025（令和7）年2月27日に人口動態統計を公表した。それによれば、2024（令和6）年の出生数は前年比5.0%減の72万0988人と、9年連続で過去最低になったことが報じられている（日本経済新聞2025年2月28日付け朝刊1面）。この報道で、72万人という数字について、国立社会保障・人口問題研究所が23年4月に公表した中位推計によれば、出生数が72万人台になるのは2039年とされているところから、15年早いペースで少子化が進んでいると説明されている。

わが国の18歳人口が再び増加に転じる見込みはない。従って、現在のまま18歳の若者を主たる入学対象者とし続けると、大学全体として見るなら、今後、大学が入学者を確保すること自体が困難な状態に陥ることは明らかである。

ところで、消費者向け商品のメーカーの場合、特定商品の売上げが低迷してくると、当該商品自体の売上回復を図る手段としては、①新市場を開拓する、②新たな用途を開発するといった方法を模索する。これを大学に置き換えれば、海外に市場を求めて留学生の受け入れに注力するか（①に対応。メーカーであれば、海外市場を開拓するといったこと）、社会人向けリカレント教育に注力する（②に対応）といった方策が考えられる。しかし、いずれの方策についても、すでに論じつくされたもので、抜本的な問題解決策にはなっていない。

大学は、その年に生まれる新生児の数に応じて、18年後の経営環境をおおよそ予測できる。18歳人口の減少は、大学の整理淘汰が避けられないという厳しい現実を大学経営者に突きつけるとともに、生き残りのための諸方策の立案と推進が待ったなしの状態にあることは間違いない。

第3節 入学定員数の状況とその推移

「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（2）-2-5頁で令和5（2023）年の大学の入学定員数をみると、その合計は628千人である。内訳

は、国立大学が95千人、公立大学が33千人、私立大学が500千人である。昭和55（1980）年の入学定員数の合計は319千人であったから、現在は、ほぼ2倍に増加している。

大学の入学定員数の増加の主たる要因は、私立大学の入学定員数の増加にあるので、その推移を確認する。

昭和61（1986）年以降平成4（1992）年まで、私立大学の入学定員数の著しい増加が続いた。私立大学の入学定員数は、昭和60（1985）年の245千人から平成4（1992）年の422千人へと1.7倍に増加した。平成5（1993）年からは、増加のテンポは大幅に縮小するものの、平成11（1999）年の469千人まで増加を続ける。その後は、平成16（2004）年の426千人まで減少し、平成17（2005）年からは再び増加に転じて、現時点でも微増傾向が続いている。

これに対して、わが国の18歳人口が平成4（1992）年の205万人をピークとして、その後、大幅に減少に転じていることは第2節で説明した。同年まで大幅に入学定員数が増えているのは、18歳人口の増加という潜在的な市場の拡大を受けたものと理解することができるものの、平成5（1993）年以降、大幅に18歳人口の減少が続く中、入学定員数が増加基調を続けることとの間には、大きな矛盾がある。

これは、各大学の経営者が、市場が縮小する中であっても自校だけは生き残っていけるという、極めて楽観的かつ強気の経営を貫いた結果かもしれない。市場全体の環境が極めて厳しい中において、入学定員数を増加するということに対しては、大学経営という特殊な分野の経営に属する問題であるとはいえ、民間の企業経営に置き換えて考えてみると、無謀ともいえる。

民間企業であれば、市場全体が縮小する中において売上拡大を図ることは、基本的に市場シェアの拡大を図らない限り不可能である。大学に置き換えると、他大学に入学予定の高校生を自校に入学させるということが奏（龍法 '25）58-1, 212（212）

功しなければ、不可能である。これが必ず実現できると、多くの大学経営者が考えたということになる。

そして、民間企業が市場シェアを拡大することは、他企業も必死で営業活動を展開しているから、斬新なアイデアで自社製品の魅力を高める対策を講じない限り、ほとんど不可能である。大学であれば、自校の教育面の魅力や独自性を格段に高めるということ以外に方法はない。

なお、平成17（2005）年以降も入学定員数が増加基調にあるのは、時代の変化を見据えつつ、生き残りをかけた学部の新設と、それに伴う大学全体としての定員増加の影響があるのではないかと推測する。市場の縮小傾向が続くなか、大学全体として見ると、今も積極経営を続ける大学が多いということになる。

また、令和5（2023）年の18歳人口の110万人という数字と、大学入学定員数の62万8千人という数字を対比すると、18歳人口の57.1%が大学に進学してはじめて定員を充足できる状態であることを意味する。各家庭の経済状態や個々の高校生の進路に関する指向の多様性を踏まえれば、進学率自体を個々の大学の経営努力でさらに上昇させることには限界がある。

なお、次節で検討するように、大学進学率が令和6（2024）年に60%近くに達していることを踏まえると、入学定員数との関係においては、どの大学も定員充足率100%をほぼ達成できそうに見えるものの、大規模大学が定員を超えて学生を受け入れる結果、小規模大学には学生が集まらないというのが現状である。大規模大学へ、そしてより上位にランクされる大学へと学生がシフトしていく。

第4節 大学進学率の動向

1. 大学進学率全体の動向

大学経営における市場規模を確定する要素として、18歳人口とともに、大学進学率がある。いずれも、個々の大学の経営努力では如何ともしがたい、さまざまな社会的要因によって決まるものである。

本節では、大学進学率について見る。

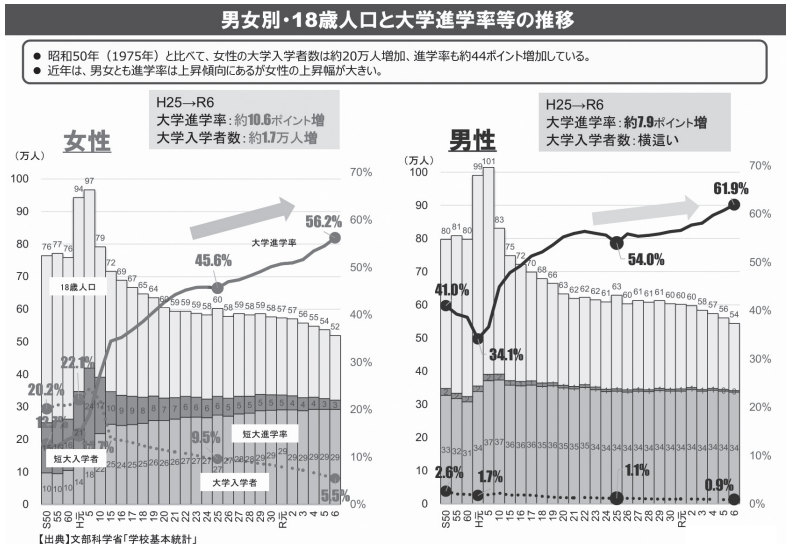
わが国の大学進学率は、わが国が高度経済成長を謳歌した昭和40年代から昭和50年（1965年～1975年）までの間に年々大きく上昇した。昭和40（1970）年頃には15%台であった進学率は、昭和50（1975）年には40%程度にまで上昇した。昭和50年代以降、その伸びは緩やかになるものの、令和6（2023）年には59.1%と6割近くにまで上昇している。

2. 大学進学率の男女別動向

大学進学率を男性と女性に分けて見てみると、従来は男女で格差が大きかったものの、その格差は近年、小さくなっている。

昭和50（1975）年の男女別の進学率を見ると、男性の41.0%に対して女性は12.7%と、30ポイント近い格差があった。女性の進学率は平成に入ってから大きく上昇し、平成元（1989）年の14.7%から平成24（2012）年には45.8%にまで、30ポイント以上も上昇している。男性は34.1%から55.6%へと、20ポイント以上上昇しているものの、女性の伸びには及ばない。その後、平成24（2012）年から令和6（2024）年までの状況についても、女性は45.8%から56.2%へ10.4ポイント上昇し、男性の55.6%から61.9%への6.3ポイントの上昇と比較すると、女性の伸びが男性を上回る。

【図表6】



（資料）「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（2）-1-2 頁

女性の大学進学率の上昇については、短大進学率との関連も見えてとれる。

女性の短大への進学率は、平成元（1989）年に22.1%であったものが、令和6（2024）年には5.5%にまで大きく低下している。女性の中で、短大への進学から四年制大学への進学を指向する傾向が進行したことがわかる。男性については、もともと短大への進学率は低く、女性と同じ年を比較すると、1.7%から0.9%に低下しているものの、減少の幅自体は小さい。

高校卒業後、女性が大学ではなく短大への入学を指向した要因として、女性の初婚年齢との関係がある。

阪井裕一郎『結婚の社会学』（ちくま新書、2024年）は、「戦後も長らく、女性は20代前半までに結婚するべきだとする社会の規範は非常に強く、適齢期の女性やその親は必死になって結婚相手を探しました。／1970年の妻の初婚年齢は、22歳から23歳に集中しており、女性のおよそ8割が25歳までに結婚しています。」（88頁）と指摘している。さらに、女性の就職についても、苑復傑「戦後における高等教育進学と労働力参加」放送教育開発センター研究報告91号（1996年）を引用して、「1970年から1990年代初頭までは短大卒の女性は、四大卒の女性より就職率が高くなる傾向もありました。結婚退職までの期間が2年長いことが、企業に好まれたことも背景にあります。」（89頁）と指摘している。女性は、結婚とともに退職するという前提で、企業は女性を採用していたということである。

女性を専業主婦とする性別役割分業は、現在もなお残っているとはいえ、男女共同参画型の社会が強く指向される時代背景もあって、女性の短大から大学への進学シフトによって、男性の進学率に近づく傾向が続いたと考えられる。

男性の進学率の伸びが近年鈍化傾向にあることに見られるように、進学率が60%に近づくにつれ、60%を超えて今後も進学率が増加を続けるのかについては、むしろ難しいと考えられる。大学進学率が60%に近づくとき、進学率は限界に近くなってくると見るべきである。大学全体としては、今後、進学率の上昇によって規模拡大や規模の維持を図ることは、難しいと

考えるべきである。

第５節 入学定員充足率の状況

「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（２）-3-10頁によれば、入学定員充足率は、国立大学が104%、公立大学が105%、私立大学が98%である。

国公立大学は、都道府県別に見ても全国で定員を充足している。これに対して、私立大学は、全体として見ると100%に近い数字と言えるものの、都道府県別に見ると、地方において定員を充足していない傾向が見てとれる。

なお、私立大学で入学定員充足率が85%を上回らない県は、岩手、福島、和歌山、岡山、山口、徳島、高知、長崎、大分の9県である。さらに、90%で線引きすると、これを上回らない県として、秋田、富山、岐阜、奈良、香川、佐賀、宮崎の7県が加わる。大都市を擁しない県で入学定員充足率が低くなる傾向が見てとれる。

さらに、日本私立学校振興・共済事業団の「令和6（2024）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」⁽⁴⁾を見ると、同年5月1日時点での集計対象である私立大学598校全体の入学定員充足率は98.19%である。うち、入学定員充足率が100%未満の大学は354校（前年度比34校増）で、未充足校の割合は59.2%に達している。半数を乗り越えて、私立大学の6割もの大学で定員の未充足が生じるという極めて厳しい状況にある。なお、令和5（2023）年度は、入学定員未充足の大学が320校で、未充足率は53.3%であった。過年度の調査結果を見てみると、平成28（2016）年度では、定員未充足の大学は257校で、577校中44.5%を占めていた⁽⁵⁾。このように、定員未充足の大学が近年、急速に増加している。

(4) <https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR6.pdf>

(5) <https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouH28.pdf>

次に、令和6（2024）年度の同じ資料から、定員未充足の大学354校について、入学定員充足率の割合別に校数を見ていくと、90%台90校、80%台82校、70%台69校、60%台53校、50%台17校、50%未満が43校である。さらに、入学定員充足率を大学の規模（入学定員）に基づいて見ていくと、入学定員が600人未満の比較的規模の小さい大学で、90%を下回る状態である。

これを製造業の民間企業に置き換えてみると、完全に、過当競争かつ設備投資過剰の状態にあるといえる。大学は収容定員数に応じて校舎等の設備を保有しているから、入学定員未充足が継続するという状態は、設備投資過剰ということになる。

第6節 入学定員管理の厳格化

入学定員充足率が90%台の大学の場合、入学定員の未充足は、大学の予測や統制の範囲を超える事情で起こる場合がある。

大半の大学では、入試の合否判定に際して、定員の未充足が生じないように、入学定員を上回る数の受験生を対象として「合格」判定を下す。ところが、大学が想定した範囲を超える数の合格者が他の大学に流れると、結果的に定員未充足という事態が発生することになる。3月下旬に追加合格を出すという対応を大学がとったとしても、対象者がこれに応じるとは限らない。

私立大学の場合、入試は複数回、それも多数回行うのが通常である。入試の種別ごとに、合格判定を下した受験生のうち、どれくらいの割合の者が実際に入学するかという歩留まり率に基づく「票読み」を実施する。ただし、入試種別ごとに歩留まり率を算出したとしても、それはあくまでも過去の実績なのであって、今年度の歩留まり率が実際にどうなるのかを正確に予測することは極めて難しい。この歩留まり率は、近隣の大学の合格判定の結果など、外部要因によって大きく左右されるからである。

逆に、入学定員をはるかに超える合格判定を下して、実際に入学定員を大幅に上回る者が入学するとどうなるか。

私立大学は、日本私立学校振興・共済事業団が国から交付を受けた国庫補助金（私立大学等経常費補助金および私立大学等研究推進費補助金）を財源として、同事業団から補助金の交付を受けている。令和4（2022）年度までは、入学定員超過の状態になると、超過の割合によっては補助金の交付が受けられないという厳しい対応がとられてきた。定員を超過した学生から納付金が得られるから、補助金に依存しなくても経営が成り立つとの理屈であると理解できる。

【私立大学等経常費補助金・私立大学等研究推進費補助金 取扱要領】（ただし令和4年度までのもの）

〔定員の充足状況による不交付措置〕第3条の3

事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下、この条、次条及び第3条の5において「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。ただし、第1号にあっては、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、第2号にあっては、通信教育部を除いて適用するものとする。

（1）私立大学等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）については、別記1により取扱うものとする。以下この条において同じ。）の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の私立大学等又は当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私

立大学等に所属する学部等ごとの入学定員1.30（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20、収容定員8,000人以上の大学等は1.10、医歯学部（看護学科を除く。以下同じ。）は1.1）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等

(2) 学部等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の学部等又は当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20倍以上、収容定員8,000人以上の大学等は1.10倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等

(3) 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等

(注) 下線は引用者による。

補助金交付に関する取扱要領によれば、収容定員8千人以上の大学の場合、定員が1.10倍を超えると、補助金の交付を受けることができなかった。

定員未充足の状態になることは、大学にとっては不名誉な事態であり、反対に定員が1.10倍を超えると補助金の交付が受けられないのだから、収容定員が8千人以上の大学では、入試の合否判定に際して、入学定員を上回るとともに、その上回る幅は1割未満にとどめるという、ほとんど神業的な作業を毎年繰り返す必要があった。

このように、国の大学に対する補助金政策の結果、大学の定員管理は、非常に厳格に行われることとなった。

ただし、文部科学省の入学定員管理の厳格化政策は、令和5（2023）年度以降、緩和されることが示されている。これまでは単年度の「入学定員」の増加率に基づいて補助金の減額措置が講じられていたところ、「収容定員」に基づく複数年度の算定に改められることとなった（文部科学省（龍法 '25）58-1, 222（222）

高等教育局と日本私立学校振興・共済事業団の連名による令和4（2022）年11月22日付け「令和5年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」⁽⁶⁾）。とはいえ、大学の入学定員管理の厳格化は続く。

第7節 入学目的の変化

1. 高校新卒者に対する求人の動向

大学進学率がほぼ6割近い水準に達していることは、第4節で指摘した。大学進学率が上昇した要因の一つとして、高卒者に対する求人が大幅に減少しているという事情が関係していると推測される。

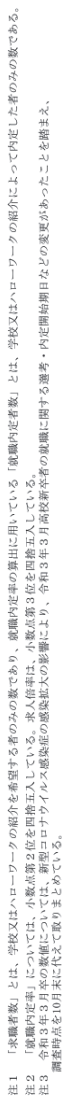
厚生労働省の「令和5年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ（9月末現在）」⁽⁷⁾を基に説明する。

高校新卒者に対するハローワーク求人を見ると、平成4（1992）年までは、求人数が大きく増加しているものの、その後は大きく減少に転じている。ピークの平成4（1992）年に160万人程度あった求人数は、平成10（1998）年には、40万人台程度にまで減少している。およそ4分の1程度にまで減少したことになる。そして、求人数が前年比増加基調に転じる年があるものの、増加する傾向が続くことはない。

(6) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1409177_00002.htm

(7) <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001222963.pdf>

高校新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職・就職内定率の推移(9月末現在※注3)



(資料) 厚生労働省「令和5年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人・求職・就職・就職内定状況」取りまとめ（9月末現在）」

なお、わが国の18歳人口が1992（平成4）年の205万人をピークとして、大幅な減少に転じていることは、第2節で説明した。高校新卒者に対する求人数の減少と18歳人口の減少とが、同じ基調をたどっていることになる。ただし、求人数の減少の方が18歳人口の減少をはるかに上回るペースで進んでいる。これは、高校を卒業して就職しようとしても、就職先を見つけれない可能性が高まることを意味する。

高校新卒者に対する求人数の大きな減少は、社会の高度化・情報化の進展により、単純労働の機械化や非正規雇用への置き換え、非正規雇用自体の拡大、女性の社会進出の拡大といったさまざまな要因によるものと思われる。

2. 大学に進学する理由

高校新卒者に対する求人の状況を踏まえれば、企業への就職によって経済的自立を希望するなら、大学を卒業する必要がある、ということになる。

資料が若干古くなるものの、2013年のベネッセ教育研究開発センター「高校データブック2013」⁽⁸⁾によれば、大学への進学理由としては、「大学で過ごすこと自体が人生経験として貴重だと思ったから」が74.4%と最も高く、次に、「先行き不透明な時代に、大学くらい出ていないといけないと思ったから」が73.1%と続く。「専門的な勉強・研究がしたかったから」は66.5%と、比較的高い割合を占めるものの、明確な目的意識をもって進学する専門学校（79.9%）や在学期間が短い短期大学（70.8%）への、この進学理由が占める比率を下回る。

なお、「高校の先生が薦めたから」「親が薦めたから」は、それぞれ28.9%、34.2%を占めるに過ぎないことから判断して、大学へ進学することの必要性自体は、周囲からの勧奨によるものではなく、本人が認識して

(8) https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/kou_databook/2013/pdf/P82-105.pdf

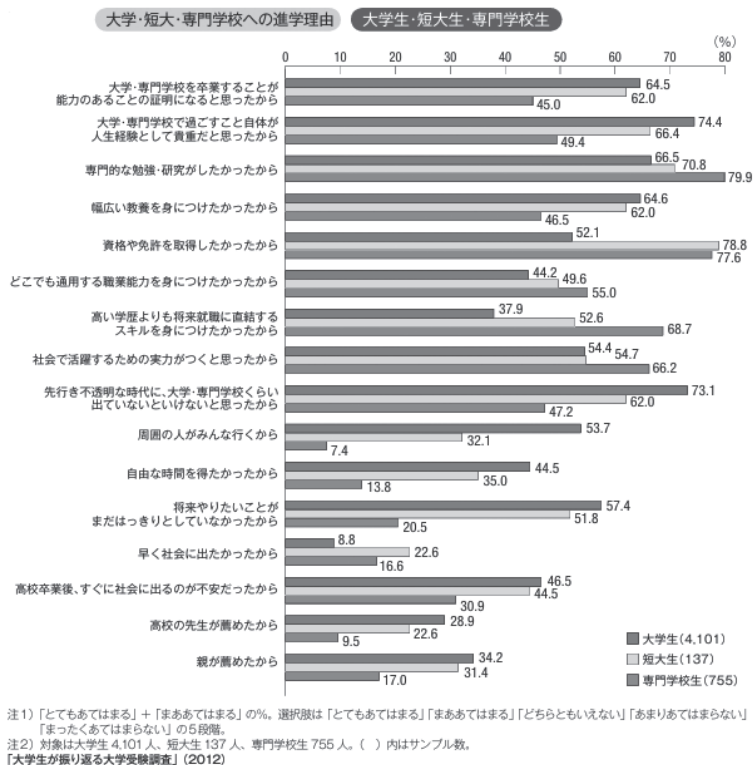
いるということも分かる。53.7%を占める「周囲の人がみんな行くから」というのが、消極的な意味での進学理由と推測される。

また、ベネッセ教育総合研究所の「第4回 大学生の学習・生活実態調査報告書 データ集」⁽⁹⁾で入学後の大学生の学修態度を見ても、2021（令和3）年の調査結果は、「あまり興味がなくても、単位を楽にとれる科目がよい」とする回答が63.3%で、「単位をとるのが難しくても、自分の興味のある授業がよい」の36.7%を大きく上回っている。同じ質問に関する2008（平成20）年の調査結果は、前者が48.9%、後者が51.1%とほぼ拮抗していたから、近年、大学で学修する目的自体が、自分の興味関心に基づくものから、いかに楽に卒業するかを目指すものへと大きく変化していることが窺える。

このように、最高学府としての大学に、高度な専門教育を受けることを直接的な目的として進学する者は少なくなっている。むしろ、大学への進学理由は、大学卒としての資格を得ることや、社会に出るまでの時間稼ぎといったものへと変化している。

(9) https://berd.benesse.jp/up_images/research/4_daigaku_chousa_p13-26.pdf

【図表 8】



(資料) ベネッセ教育研究開発センター「高校データブック2013」86頁

第8節 大学全入時代の到来

1. 全入時代の到来とFランク大学

「大学全入時代」とは、大学の入学定員総数が大学への進学希望者総数を上回る時代を指す言葉である。

大学(学部)の入学志願者数が確認できる文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議(第17回〔令和2年11月16日開催〕)配布資料」(参考資料3)⁽¹⁰⁾によると、平成31(2019)年は673千人で、同年の大学入学定

員数は、第3節で示したように617千人である。この時点では、大学全入とは言えないものの、18歳人口の減少を踏まえれば、早晩、大学全入時代が到来するのは間違いない。

なお、第5節では、入学定員充足率の状況を説明した。私立大学の6割の大学が入学定員未充足という極めて厳しい状況にある。そこから導けることは、大学全体として見るならば、大学への入学を希望する者は、大学を選ばなければ、確実に大学に入学できるということである。

入学定員未充足の私立大学は、形式的に入試を実施するとしても、授業料を払ってくれる受験生なら誰でも受け入れる、ということにつながる。入試の形骸化である。

そして、このような大学は、「Fランク」と称される。「F」はフリーの意味であり、選抜がない、選抜を実施できないことを意味する。大学、とくに私立大学は、定員を充足することが経営維持にとっての至上命題であるから、Fランクの大学は、なりふり構わず入学者の確保に奔走することとなる。

2. 入試種別の多様化と入試の多頻度化

日本の大学は、偏差値に基づき、完全に輪切りにされた状態で社会的な評価が定まっていることは、周知の事実である。そして、一度定まったその評価を向上させるのは、並大抵の経営努力では実現できない。また、そのための手段も、教育内容の向上・改善を図るという、極めて目に見えにくく即効性に乏しい作業に教職員が一丸となって地道に取り組む必要がある。

ところが、大学教員は、能力次第で転職も容易であるため、意識を統一して教育内容の改革に取り組むということにも、極めて高いハードルがあ

(10) https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_daigakuc02-000010877_11.pdf

る。教育内容の改革が、個々の教員にとって負担増、つまりは研究時間の減少を招くと判断すると、有能な教員ほど、自分にとって望ましい環境にある大学や、より偏差値の高い大学に異動していく。

そこで、大学が取りうる手っ取り早い選択肢としては、定員充足に向けて、早期に入学者を確保するということになる。

私立大学の経営基盤は、学生からの納付金にある。従って、定員充足に向けて学生数を確保することは、私立大学の経営上の至上命題である。そのため、早期に入学者を囲い込むための活動が盛んに行われている。

それが、多種多様な入試の実施、それも、12月までに実施する年内の入試である。

多くの私立大学では、入学定員の4割から6割程度を年内の入試で充足している。「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（2）-7-2頁によれば、令和5（2024）年度入学選抜の実施状況では、私立大学は一般選抜（学力試験による一般入試）による入学者が入学者全体の39.7%と4割を下回る状況にある。そしてこれは、平成12（2000）年度入学者の実績である60.1%と対比すると、20ポイント以上も下がっている。私立大学の入試は、もはや年明けに実施される一般選抜ではなく、学校推薦型選抜（推薦入試）や総合型選抜（AO入試）等による入試が主流になっている。

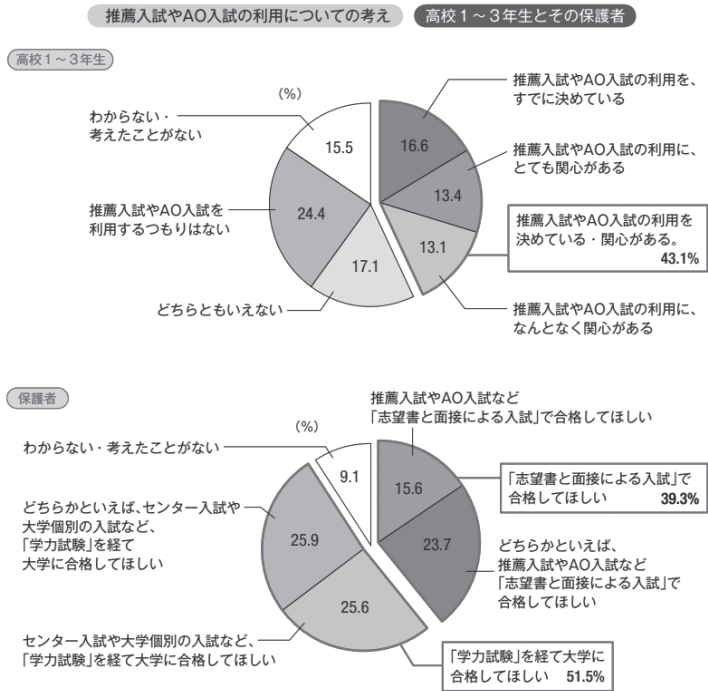
このように、私立大学の入学者の約6割が、年明けの一般選抜入試を待つことなく、年内に入学が決まっているというのが、現在の大学入試の現状である。これを高校生の側から見ると、一般選抜入試に向けて受験勉強をするのは大学進学希望者の半数以下ということであって、受験勉強をしなくても大学に入学できるということを意味する。私立大学では、各種の推薦入試を、それも複数実施することによって、一般選抜入試が本格化する年明け前の秋から初冬の時期に合格者を確定、確保している。

現代の大学では、毎年1月に大学入試センターによって実施される大学

入学共通テスト、2月から始まる各大学の一般選抜入試が行われるものの、大学の各学部の入試種別ごとの定員枠の割り振りによっては、むしろ入試は年内に活発に行われる。さらに、各大学が実施する一般選抜入試も、複数回行われるのが通常である。

年明けに実施される一般選抜入試を避けて、年内に実施される推薦入試を志向する傾向は、高校生本人とその保護者の両方に見られる。上記のベネッセ教育研究開発センター「高校データブック2013」によると、高校生本人とその保護者（調査当時は、二十歳が成年であった）のそれぞれ4割ほどが、推薦入試やAO入試（現代の「総合型選抜」）に前向きな態度（すでにこの種の入試の利用を決めている場合を含む）を示している。

【図表 9】



注 1) 対象は大学進学を希望する高校 1～3 年生 3,231 人、および子どもに大学進学を希望する高校 1～3 年生の保護者 3,297 人。
「高校生と保護者の学習・進路に関する意識調査」(2011)

(資料) バネッセ教育研究開発センター「高校データブック 2013」90 頁

また、その理由については、「早く進学先を決めたいから（決めてほしいから）」という回答が高校生で66.6%、保護者で55.9%を占めている。親子とも一般選抜入試を避け、年内に実施される推薦入試によって、受験勉強をすることなく入学先を決めるということが志向されていることが分かる。なお、年内に実施される入試を利用すれば、志望校を絞り込むことと引き換えに、複数の大学の一般選抜入試を受験することに伴う受験に要する費用を大幅に節減できるという受験生の家計にとってのメリットもある。

昭和の時代には、大学入試といえば、年明け後に実施される各大学の一般入試しかなかったように思う。なお、大学入試センター試験が始まるのは、1990（平成2）年度からである。

現代の大学入試は、大学が受験生を選ぶ時代から、受験生が大学を選ぶ時代に大きく変化している。

3. 推薦入試の現状

学校推薦型選抜（推薦入試）にも、指定校、スポーツ活動、文化・芸術・社会活動といったさまざまな種別がある。大学が付属高校を擁する場合、付属高校生が推薦を受けて受験する付属高校推薦入試もある。さらに、併願が可能な公募型があるものの、以下では、併願が認められないタイプの推薦入試について説明する。

指定校推薦は、当該私立大学が個別の高校（指定校）に対して、学部ごとに推薦枠を付与する方法で行われる。大学進学率を高めたい高校側、早期に入学を決めたい高校生の側、そして、定員割れを避けるために入学者を早期に確保したい大学側の思惑が一致することによって成立する。

この推薦枠は、大学から高校に対して働きかけを行う場合と、高校から大学に要請する場合とがある。推薦を受けることができる成績の条件を設定するのが通常である。ただし、高校の成績評価と成績の分布は、高校ごとに大きく異なるため、推薦のための成績の条件を設定したとしても、それはあくまでも当該高校の中で推薦条件を満たしているにすぎず、客観的な学力の程度を示すものではない。また、学校長の推薦書を必要とするのが一般的である。

合否判定が行われるものの、受験生が推薦条件を満たし、高校長の推薦書があれば、よほどのことがない限り（面接の際に面接官からの質問に何も答えられない、答えようとしないうのが一例である）、不合格にはならない。推薦条件を満たせば、実質的に合格が保証されているというのが特徴であ

る。高校も大学と同様、自校の入学定員を充足する必要があるから、多くの大学に指定校推薦の推薦枠を持っていることは、生徒を集める上で有利に作用する。

大学の側でも、入学者の学力保持の観点から、指定校推薦で入学した学生の学力を継続的に把握し、成績不振者が多い、退学者が相次ぐといった事象が観察されれば、指定校推薦の枠を取り消すといった対応をとる場合がある。

ただし、指定校推薦で合格した受験生は、入学を辞退できないのが原則である。早期の大学合格と引き換えに、他大学の受験が実質的に制約されるという関係にある。指定校推薦入試は、大学と高校とのあうんの呼吸と信頼関係で成り立っている。

スポーツ推薦と文化・芸術・社会活動推薦は、主に、大学が強化したい特定の運動部や音楽・書道等の文化・芸術の部活動で、顕著な成績を挙げた受験生を対象とする入試である。試合やコンクール等の実績などを踏まえて、大学の担当者が事前に高校を訪問し、対象者に推薦入試を勧奨するという方法をとることもある。事前に受験者数の調整が行われている場合、よほどのことがない限り、不合格になることはない。

4. 高校生が面接を受けることの大変さ

推薦入試の場合、「受験勉強」をする必要はない。入試に際しては、小論文を書くといったことが求められるものの、英数国といった学科試験が実施されることはない。

ただし、社会経験のない高校生が、大人を相手に面接を受ける必要がある。受験生が面接官を選ぶことはできないし、どんな面接官かはその時になってみないと分からない。これは、高校生にとって相当のプレッシャーであって、かつ相当の緊張を強いることになると考えられる。高校の側でも、事前に模擬面接を実施するといった準備作業を進めると考えられるも

の、高校生は受験勉強と面接のプレッシャーとを天秤にかけて、どちらを選ぶのかを決める必要がある。

推薦入試の面接では、受験生が事前に提出した書類や成績表を基に面接が行われる。現代の「面接」では、受験者の思想信条に関すること、愛読書、親の仕事や家族関係、住環境といったことを質問することは、避けるべきとされている。そうすると、質問できる項目は、当該学部を志望する理由、高校生活をどのように過ごしたか、自己のアピールポイントは何か、大学入学後にどのような学生生活を送りたいか、卒業後の展望といったことになる。筆者が面接官をした経験では、このような点を「丸暗記」し、それをそのまま答えようとして答えられなくなるケースがあった。聞き方の角度を少し変えると、答弁不能に陥るというケースもある。

普段から年齢の離れた大人と接する機会を増やし、臆することなく対話ができるように準備を重ねることが肝要である。

推薦入試は、決して楽な入試ではない、というのが筆者の見立てである。

第9節 エリート養成機関から大衆教育機関へ

1. 大学制度の歴史と大学の社会における位置

まず、文部科学省の「学制百年史」⁽¹¹⁾に依拠しつつ、わが国の大学の歴史を簡潔に振り返る。

わが国の大学は、明治10（1877）年4月12日に創設された東京大学に始まる。東京大学は、明治30（1897）年6月に京都帝国大学が創設されるまで、わが国唯一の大学として存在した。

その後、明治19年3月2日には「帝国大学令」が公布され、その第一条には「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と規定された。帝国大学令の公布により、東京大学は

(11) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm

名称を東京帝国大学に改称した。帝国大学が高等教育機関の中心をなすものとして、国家の須要に応ずる教授研究を行う機関とされた。

同時に、帝国大学は、明治政府を支える国家公務員の養成機関としての性格も持つことになった。なお、明治26年に「文官任用令」（明治26年勅令第183号）が制定されるまで、帝国大学出身者の高級官僚への無試験任用の制度が存在した（伊藤信博「我が国の国家公務員制度」レファレンス2013年12月号31頁）。

私立大学の誕生は、1918（大正7）年の「大学令」の公布による。1920（大正9）年2月に慶応義塾・早稲田の2校が大学への昇格を認可され、続いて、同年4月には、明治・法政・中央・日本・国学院・同志社の6大学がそれぞれ昇格を認可された。その後、東京慈恵会医科・龍谷・大谷・専修・立教・立命館・関西・東洋協会（のちの拓殖）・立正・駒沢・東京農業・日本医科・高野山・大正と、大正年間だけでも総計22大学が昇格を認可された。早期に誕生した大学は、主として私立法律学校の系譜をひく諸学校で、それに宗教系の学校が続く。大学草創期の大学は、明確な理念と目的をもって創設された。

このように、わが国の大学は、最高の教育機関かつエリート養成機関として、わが国の高等教育と研究をリードしていく。

2. 大学の大衆教育機関化—エリート養成機関からの変化

大学進学率が60%に近いことは、第4節で示した。昭和30年代（1955年～1964年）の大学進学率は10%台であるから、大学に進学するのはごく限られた者だけだった。高等学校を卒業すると、社会に出て働くというのが一般的だったことになる。ところが、現在では、2人に1人以上の高校卒業者が大学に進学する時代を迎えているから、今や大学への進学は、なんら特別なことではなくなっている。

大学進学率の高まりは、大学の性格を、最高学府として高度な教育を実

施する教育機関というよりも、高校から連続する大衆教育の一翼を担うもののへと、確実に変化していると考えられる。

文部科学省中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～(答申)」関係資料集(5)⁽¹²⁾・80頁では、米国の社会学者マーチン・トロウ著天野郁夫＝喜多村和之訳『高学歴社会の大学』(東京大学出版会、1976年)を引いて、高等教育システムの発展段階を3つに区分する見解を紹介している。トロウは、高等教育への進学率15%までを「エリート段階」、15%～50%を「マス段階」、50%超を「ユニバーサル段階」と呼んでいる。ただし、トロウの言う「ユニバーサル」とは、誰もが進学する機会を保証されている状態を指す。

筆者は、現在のわが国において大学進学率が60%近い水準にあることをもって、大学が大衆教育を行う機関になったと捉えている。入学機会の保証という入り口の問題ではなく、入学後の教育内容に着目している。ただし、これは、大学全体として見たものであって、従来どおり、引き続きエリート教育を実施できる大学もある。しかし、多くの大学では、もはや、高邁な理想に基づくエリート教育を実施していたのでは、学生の授業内容に関する理解を醸成することはできない状態にあると考える。

そこで、到達目標を明示して、それを受講者が達成できるよう、極力分かりやすい授業を実施するということになる。授業の内容を理解できないのは受講者の側に問題があるというのではなく、大半の日本国民が理解できるような、誰でもが分かりやすい内容の授業を実施すべきであるということである。エリート養成のための高度な教育は、入学することが困難な特定の難関大学や、医学部などの特定の学部で行うべき教育内容になる。

このように、現代のわが国の大学は、全体として見るならば、エリート

(12) https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_11.pdf

養成機関から大衆教育機関に変容している。もちろん、現時点でも、エリート養成機関として存在する大学もある。わが国の大学は、偏差値に基づいて完全に輪切りにされているから、高偏差値大学がエリート養成機関として存在し、それに次ぐ大学が準エリート養成機関、それ以外の大学は大衆教育機関として存在していると言える。

各大学は、徒にエリート教育を実施する大学を目指すのではなく、各大学の特徴を踏まえて、社会において果たすべき役割を明確にする必要がある。この点は、第2章で説明する。

3. 頑張らない、努力しない生き方

すでに説明したように、東大、京大に代表される難関大学や医学部等の特定の学部への入学を希望するのでなければ、誰でも大学に入学できるのが現代のわが国の大学をめぐる現状である。そして、小中高、大学と努力を積み重ねて著名な大企業に入社したとしても、バブル経済崩壊後に銀行の経営破綻が相次いだように、たとえ上場企業であっても、経営が破綻する時代である。

さらに、上場企業で希望退職の募集という人員整理も相次いでいる。企業の経営環境も厳しく、雇用を徹底して維持する温情的な経営では、淘汰を免れないのが現在である。祖業とされた事業の他企業への売却も相次いでいる。そして、難関の国家公務員総合職試験に合格し、中央省庁に入職してエリート官僚としての歩みを始めた若手官僚の離職が相次いでいることも報じられている。多くの社会人が、大学卒業後に入社した会社で定年まで勤めるというのは、もはや過去のことである。

子供の頃から必死で頑張って、努力に努力を重ねても、社会に出てそれがどのような結果をもたらすのかはかなり流動的であって、予想できなくなっているのが現代の日本社会の実状である。

むしろ、時給千円程度のアルバイトは、人手不足の中、社会にあふれて

いる。手っ取り早く現金収入を得ることに困ることはない。ただし、非正規雇用での暮らしが経済的にいかに大変なものかについて、大学生がどの程度しっかり理解できているのかは分からない。

自分らしい生き方ができるなら、正規雇用よりも非正規雇用でも構わないというのが、現代のわが国の若者の考え方のようにも思う。非正規雇用としての働き方をあえて選ぶ人が増えているとも報じられている（日本経済新聞2024年3月4日付け朝刊3面）。

頑張って努力を重ねて誰でも知っているような大企業に入社することや、高級官僚になることを人生の目標とすべきなのかが問われる時代である。頑張らない、努力をしない、背伸びをしない生き方も、是とされるのが現代のわが国である。大学卒業後に、どのような生き方をしたいのか、各自のしっかりしたビジョンが求められる。

大学生はどうか。文系であれば、司法試験、弁理士、公認会計士、不動産鑑定士といった難関の国家試験を目指すといった明確な目的がなければ、努力して勉強する必要はなくなっている。卒業さえできれば、勉強にかかる労力は、必要とされる範囲以上でも以下でもない相応の程度でよいのかもしれない。

今や大学は、大半の大学生にとって、高度に専門的な知識を修得するための場ではなく、社会に出る前に青春を謳歌する場、社会的な居場所を確保するための場、学生アルバイトとしての資格を得るための場、大卒の資格を得て就職するための準備をするための場になっているように思う。

第2章 大学が目指すべき方向

本章では、第1章での現代の大学を取り巻く経営環境に関する検討の結果を踏まえて、わが国の大学が今後、目指すべき方向について、私見を述べる。

第１節 大学淘汰の時代の本格的到来

大学全入時代の到来と、入学定員割れの大学が私立大学の２校に１校を通り越して６割に達することに見られるように、現代の大学は極めて厳しい状況に置かれている。

これを具体的に示すように、日本私立学校振興・共済事業団の分析結果として、全国571の私立大学を運営する学校法人のうち、2023年度の収支状況から「正常状態」といえるのが278法人で全体の５割を下回り、136法人が経営困難な状況にあって、そのうち17法人が自力での再生が極めて困難な状況にあると報じられている（2025年４月12日付け日本経済新聞朝刊42面（社会面））。なお、昨年５月の報道では、567の学校法人のうち、101法人が債務超過などの経営困難な状況に陥っており、うち16法人は自力での再建が極めて厳しい状態にあると報じられていた（日本経済新聞2024年５月20日付け朝刊１面）から、経営状況が悪化する学校法人が増加していることは明らかである。

大学をめぐる極めて厳しい環境について、「高等教育に関する特別部会・関係データ集」（５）-1-1 頁以下に、将来推計が示されている。それによれば、2019（令和元）年から2023年までの５カ年の出生数の減少数の平均値38,255人を基に、これに2023年度の大学・短大進学率61.1%を掛け合わせ、今後、大学・短大への進学者数が毎年平均して23,355人減少すると予測する。そして、この数字を2023年度の大学・短大の入学定員の中央値270人（大学390人、短大150人。平均値は638人で、大学810人、短大176人である。平均値ではない点に注意が必要）で割ると、86.5校分に相当するとしている。入学定員の中央値を基にすると、2040年度頃には、大学・短大の86.5校が過剰になるとの極めて厳しい予測である。

また、同資料（５）-1-3～５頁によれば、18歳人口の減少により、大学進学者数は2022（令和４）年の64万人をピークとして、たとえ大学進学率が上昇してもその後は減少局面に入るとの予測を示している。さらに、

2035年以降、大学入学者数は急速に減少し、令和6（2024）年現在約63万人の大学進学者数が2040年には3割減の44万人、2050年には41万人にまで減少するとの予測が示されている。

第1章で説明した大学経営をめぐる極めて厳しい現状をも踏まえれば、大学の整理淘汰はもはや避けられない状況にある。

本章では、第1章での記述を踏まえて、大学が取り得る選択肢、取ってきた方法について検討する。ただし、入試の倍率が低下してきている大学、大学による受験生の選抜が実質的に困難な大学を前提とする。

また、留意生受入れの拡充、社会人向けリカレント教育の強化、大学院の拡充といった方策は、従来から言い尽くされているものの、それらの方策が奏功して大学の財政に大きく寄与したという事例を筆者は見聞きしたことがない。わが国大学の在学生の大半は高校を卒業してすぐに大学に入学した者である。そこで、わが国国内の18歳の若者を前提として、大学がとり得る方策について検討する。

検討に先立って、大学の経営破綻が起こりうる状況の下にあって、わが国に大学の破綻処理に関する法制度が未整備であることを見ておきたい。

第2節 大学の経営破綻を回避することと破綻処理法制的必要性

1. 大学の経営破綻を回避することの必要性

そもそも大学は、かつて「不倒神話」が信じられていた銀行と同じように、経営破綻という事態が想定されていない。大学の経営破綻が起こると、その社会的影響は大きい。影響の程度やその広がりには違いはあっても、銀行の経営破綻と同様である。銀行の場合、破綻処理法制が整備される前の段階で、実際に多くの銀行が破綻し、経済活動に幅広く深刻な影響が及んだ。

大学が突然、経営破綻するとどうなるか。突然、授業が行われないこととなり、学生は卒業することもできなくなる。授業を実施する教員も給与

に関する「債権者」であるから、給与が支給されない状態で授業を実施することはないだろう。学生は未受講分の授業料に相当する金額の債権者として、そして教員もまた同様に債権者になる。

学生は半期分の授業料等を前納している。この前納した授業料等を保全するための仕組みは、そもそも存在しない。このこと自体、大学の経営破綻が想定されていないことによると考えられる。たとえば、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）では、前払式支払手段発行者に発行保証金の供託を（同法14条）、資金移動業者に履行保証金の供託を（同法43条）それぞれ求めている。なお、大学の授業料等を保全するための仕組みが構築されていないこと自体、わが国社会では認識されていないように思う。大学への納付金は前納であるから、大学の経営破綻という事態を想定するなら、大学に前納された学生の納付金を保全するための方法を具体的に検討する必要がある。

大学は、年度決算の下、比較的短期間で、かつ年度をまたぐことなく債務を履行していると思われる。しかし、経営不振に陥った大学の場合は、そうではない可能性もある。

最大の問題は、在学中の学生と卒業生の「学籍」に関する情報の取扱いである。「学籍」に関する情報には、氏名、生年月日、住所（卒業生の場合は卒業時に大学に届け出た住所）、所属学部、学籍番号、履修した科目の名称とその成績、卒業生の場合は卒業した事実と卒業の年月日などがある。教職課程や司書課程などの諸課程を履修していれば、それに関する記録も含まれる。

卒業生は、卒業の時点では間違いなく「大学」を卒業したものの、卒業後に大学の経営破綻が起これば、もはや卒業証明書等の発行を受けて大学を卒業した事実を証明できないという深刻な事態になる。雇用が流動化する現代社会で、大学が発行した証明書で大学を卒業した事実を証明できないことの不利益は極めて大きい。

以上を踏まえれば、大学が破綻しても、「学籍」に関する情報を第三者が引き継いで、確実に保管・管理するための仕組みが必要である。誰がこのミッションを引き受けるべきかは難問である。預金保険制度と同様に、大学の経営破綻に備えて公的な第三者機関を創設し、各大学に在籍する学生数に応じて拠出金の負担を求め、大学が破綻した場合は、当該の第三者機関が破綻した大学から学籍に関する情報を引き継いで学籍情報の管理に当たるといった仕組みを創設することが必要かもしれない。

在学生については、周辺の大学が引き継ぐ仕組みを構築する必要がある。そのような仕組みがなければ、他大学への編入学が認められない限り、学生は他大学を受験して、また1年生から学生をやり直す必要がある。成績証明書が発行されない状態であれば、他大学への編入学の手続を行うことができない可能性もある。

このように考えると、かつての銀行が経営不振銀行を救済目的で合併してきたのと同様に、他の大学と経営統合を実施し、学籍情報と在学生をそのまま引き継ぐことができれば、円満な解決を図ることができる。しかし、この方法は、かつての銀行業界と同様、経営統合を主導する大学の側に何らかの具体的なメリットがなければ実現しない。

学生は半期ごとに授業料等の納付金を大学に納めるので、他大学の経営を引き継ぐと、引き継いだ学生数に見合って、収入が増加することは間違いない。ただし、現代の大学に、経営統合で規模の拡大を図ることにメリットがあるのかどうかは、分からない。また、地方の大学の場合、周辺に経営を引き継ぐことができる大学が存在しない場合もあろう。

2. 大学の破綻処理法制の必要性

以上の検討を踏まえると、1998（平成10）年4月から銀行に対して銀行法26条に基づいて早期是正措置制度が導入されたことに準じて、大学が破綻する前に経営の是正もしくは事前の対応を強制的に進めるための制度を（龍法 '25）58-1, 242（242）

整備すること、さらには銀行に準じた学校法人版の破綻処理法制を整備する必要性は、大学をめぐる喫緊の課題であると考ええる。

なお、かつて長らく存在した銀行の「不倒神話」は、1997年の北海道拓殖銀行の経営破綻、98年の日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の公的管理への移行によって、崩れ去ったことが想起される。いずれは、大学が破綻することも想定すべきである。

もちろん、憲法23条が保障する「学問の自由」を尊重すれば、大学経営は極力自由に行われるべきであるという考えが導かれる。さらに、学校法人を規律する主要な法律である私立学校法（昭和24年法律第270号）の第一条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定し、私立学校の自主性を重んじることを規定している。政府の学校法人に対する監督権限を強化することは、私立学校法の目的と相容れないとも考えられる。

また、金融機関の破綻が多く国民に影響が及ぶのと違って、私立大学が破綻しても、社会に影響の及ぶ範囲は限られているとの意見もあろう。影響の範囲が限定的であることを踏まえれば、経営不振大学に強制的に経営改善を迫ることに反論があろう。しかし、大学の自主性に委ねていて、実際に経営破綻が発生した場合に学生が被る影響の深刻さと、現在の私立大学をめぐる経営の厳しさを考えれば、何等かの法制の整備が必要であると考ええる。

また、このような強制的な破綻処理法制の創設に代えて、一定期間、一定比率を上回る定員未充足の継続、財務内容の悪化に起因する特定の経営指標への抵触といった基準に基づいて、文部科学大臣が当該大学に経営改善計画の提出を求めたり、学生募集の停止を勧告する制度を創設するといった方法も考えられる。

日本私立学校振興・共済事業団は、「学校法人の経営改善等のためのハ

ンドブック」を2021（令和3）年に制定し、2024（令和6）年3月には第二次改訂版⁽¹³⁾を公表している。

これによれば、まず経営悪化の認識から始まって、経営状態の分析、学内における情報共有、経営改善計画の策定とその実行という経営改善に至る一連の流れについて詳細に説明している。そして、経営改善が奏功しない場合の対応として、①合併等、②再生（再建）、③撤退という3つの方法についても、具体的かつ詳細にその手続きについて説明している。

経営改善計画を策定してそれを実行するまでには、相当の時間を要するうえ、経営悪化を認識すること自体についても、「経営悪化の状況認識は立場や役職等によって差があるため、自法人内で危機意識を共有しようとしてもそれが遅れる場合がある。」（1頁）と指摘されている。大学経営者が経営責任の追及を回避することと相まって、問題の先送りにつながる可能性がある。このように、この資料は、入学定員未充足が続く大学にとって、非常に有益な資料である。

私立大学の整理・淘汰が避けられない状況を踏まえれば、大学の経営改善について議論する際には、民間企業と同様に、経営問題の改善に関する専門家、学校法人の財務に関する専門家や破綻処理法制に関する法律の専門家をメンバーとして、かつ学校法人としての特性も踏まえつつ検討が行われることが望まれる。

最も重視されるべき点は、銀行の経営破綻と同様、大学が資金ショートを起こして突然、破綻に至ることがないようにすることである。

なお、文部科学省の中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問を受けて、経営が困難な私立大学の撤退を後押しするための支援策の検討に入り、2024（令和6）年度中に答申が行われる予定であると報じられていた（日本経済新聞2023年9月23日付け朝刊1面、同2023年12月14日付け朝刊社会面）。文

(13) https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook2jikaitei.pdf

部科学大臣の諮問は「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」（令和5（2023）年9月25日）であり、この四つ目の審議事項として、「高等教育の改革を支える支援策の在り方」が示されている。この諮問を受けて、中央教育審議会は「高等教育の在り方に関する特別部会」を設置し、特別部会は、令和5（2023）年11月22日から令和7（2025）年1月28日まで15回、開催された。特別部会での一連の検討結果を踏まえて、令和7（2025）年2月21日には、文部科学省中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」⁽¹⁴⁾がとりまとめられた。

答申では、大学の破綻処理に関連して、「経営・教学面において一定の質が確保できない高等教育機関については、学生保護の観点及び高等教育全体への信頼確保の観点から、撤退を進める必要があり、そのための仕組みの構築が求められる。」「学生保護の観点からは、全体の規模を円滑に適正化していくとともに、急な破綻を避けるための取組や破綻した場合の手続や取扱いについて必要な仕組みを構築していくことが重要である。」（以上39頁）としている。そして、撤退の支援に関する具体的方策の一つとして、「収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する場合に対しては、規模縮小や撤退に係る指導を強化するとともに、私学助成の交付要件として経営改善に関する計画の策定を義務付け、進捗状況等を配分に反映させる。」「学校法人が解散する場合等における、在学生の卒業までの学修環境確保等の学生保護の仕組み、卒業生・修了生の学籍情報の管理方策の構築や残余財産の帰属の要件緩和のための制度改善を行う。」（以上40・41頁）としている。

このように、答申では、大学経営に関する危機感を示しているものの、金融機関の破綻処理法制に準じた法制の整備には具体的に踏み込んでおら

(14) https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_1.pdf

ず、収容定員未充足率や財務状況に基づいて、文部科学省による指導の強化、私学助成金の交付条件を活用した経営改善を図ることが示されている⁽¹⁵⁾。なお、バブル崩壊後に相次いだ銀行の経営破綻においても、当時、銀行は大蔵省の強い監督下に置かれていたにもかかわらず、銀行を含む多くの金融機関が破綻に至ったことを想起すべきである。

(以下、次号に続く)

(15) 2025年4月22日付け日本経済新聞朝刊1面は、文部科学省が、私立大学の学部新設の規制を強化し、学生数が収容定員の5割以下の学部が1つであれば学部の新設を認めないという規制の5割を7割に引き上げて、私立大学の規模拡大を抑制すると報じている。